

動物実験施設における新型コロナウイルス感染症発生時の対応計画

「緊急事態宣言」発令においては、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の「新型インフルエンザ等緊急事態宣言等」に基づき、都道府県知事の指示ならびに要請に従って対応する。

新型コロナウイルス感染症発生時ならびに緊急事態宣言発令時における動物実験施設（以下、施設）の対応について、以下のとおり定める。

別紙1：研究室の教員と学生または外部委託職員（以下、研究室メンバー等）が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合、もしくは濃厚接触者に特定された場合の対応

別紙2：施設利用者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合、もしくは濃厚接触者に特定された場合の対応

別紙3：緊急事態宣言発令時の対応

【教員と学生間の感染を回避するための予防策】

研究室メンバー等での感染の発生や蔓延の予防策として、以下の事項を遵守すること。

- 教員と学生は、各自出勤前に体温を計測し、毎日健康記録（体温、咳、咽頭痛、倦怠感、呼吸異常、味覚異常、嗅覚異常などの症状の有無）をつけること。
- 37.5℃以上の発熱、咳等の風邪症状が認められる場合には、管理者に連絡のうえ出勤しないことを徹底すること。
- 37.5℃以上の発熱や咳等の風邪症状、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）が4日以上続いている状態（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとし、このような状況が解消した場合であっても、引き続き健康状態に留意すること。
- 上記に該当する教員と学生については、管理者に1日1回報告し、確実な把握を行うよう努めるとともに、出勤の可否については管理者の指示に従うこと。
- 同居家族で上記症状がある場合には、管理者に報告のうえ、マスクの常時着用を徹底して出勤可能とする。ただし、状況を確認のうえ、管理者が出勤自粛を指示することができる。
- 研究室メンバー等を最小人員2名で2グループ以上に分け、グループごとに居室を別とする、もしくは、作業時間帯を分けるなど、グループ間の感染が生じないように工夫する。
- ミーティングは、可能な限りメールやWebでの開催で代替する。やむを得ず対面で開催する場合は、マスクを着用のうえ2m以上の間隔をあけて会話し、できるだけ短時間（15分以内）で終わらせる。ミーティングを行う部屋は、窓を開けるなど換気を十分に確保する。
- 飼育室、手術室等の飼育管理区域内では、通常どおりマスク・帽子・手袋・予防衣の着用等の標準予防策をとっており、濃厚接触とならない。しかし、同一室内での作業は、できるだけ少人数かつ短時間で終了するよう努める。

【緊急事態宣言発令への備え】

- 少人数・短時間の勤務で対応できるよう、現在飼育中の動物の維持に必要な最小限の業務内容（給餌・給水、必要最小頻度の床敷交換、室内の清掃・消毒、最低限の飼育器材の洗浄・滅菌作業など）をあらかじめ

め決定しておく。

- 最少人数での飼育管理作業の分担に備え、担当以外の動物種の飼育管理、機器操作、施設管理、処置等に対応できるように、作業手順の簡易マニュアル作成や訓練を行う。
- 必要な物資を調達し、手元に1か月分以上の備蓄を確保する。
 - 飼料・水・床敷（交換頻度を減らせるコーンコブ・アスペンチップ等の高吸水性床敷、交換の容易なシート床材など）
 - 洗剤、消毒薬
 - 個人防護具
 - 医薬品、獣医学的ケア用品
- 大学の対策本部や研究者とのコミュニケーション手順や連絡先リストを準備する。

別紙1：研究室メンバーまたは外部委託職員（以下、研究室メンバー等）が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合、もしくは濃厚接触者に特定された場合の対応

1. 研究室メンバー等の研究・学修活動の規制

(1) 次の①②のいずれかに該当する教員と学生は、管理者の指示により研究・学修活動の停止および自宅待機とする。

① 新型コロナウイルス感染症陽性と判定された者

② 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者*として特定された者

* 濃厚接触者の定義：陽性者と同じ室内において、マスクなしで、概ね15分以上、2m以内で会話をしていた者

(2) 研究・学修活動の禁止および自宅待機の期間は、大学の方針に従い、原則 14日間とする。

この期間に新たな感染者等が発生した場合は、期間延長について検討する。

(3) 業務への復帰は、大学の方針に従い、管理者が判断する。

2. 研究室メンバー等の研究・学修活動上の注意

(1) 研究・学修活動の禁止対象者以外は、健康状態の把握に努め感染防止に留意して施設業務を遂行する。

(2) 勤務時間を調整し、研究室メンバー等と施設利用者との接触が最小限となるようにする。施設への不要な立入を控え、勤務時間も最短に制限する。

(3) 入退館時における手洗い、手指の消毒を徹底するとともに、施設内では（飼育管理区域以外でも）マスクを着用し、手洗い、手指消毒を励行する。

3. 業務内容の変更

(1) 業務体制

動物飼育に係る業務を最優先に行う。

施設の事務窓口対応（電話による対応を含む）は、原則停止する。提出書類等は学内便のみの受付とし、施設の利用に係る問い合わせ等はメールで行う（緊急時を除く）。

(2) 各種業務

1) 飼育管理（一般飼育区域）

原則14 日間は、ケージ交換を行わない。繁殖動物や多尿モデル動物が収容されたケージ等、交換が必要と判断された場合に限り実施する。

給餌・給水作業は、通常どおり実施する。

飼育室等の清掃・消毒作業は、通常どおり実施する。

飼育器材の洗浄・滅菌は、給水瓶は通常どおり実施するが、ケージ・ケージトップの交換は行わず、洗浄・滅菌も原則として実施しない（14日間）。

2) 飼育管理（特殊飼育区域）

飼育管理は、一般飼育区域と同様に実施する。

安全管理上必要な点検、消毒・滅菌作業は通常どおり実施する。

特別な動物のケアを要する実験、特にハザード実験または特別な管理技術・設備を必要とする新たな実験の開始は延期する。

3) 繁殖業務

新たな交配は停止する。

離乳、個体識別処置、安楽死、動物の移動は通常どおり実施する。

4) その他の業務

動物の搬入および学外搬出に係る業務は停止する（最大14日間）。

検疫業務は停止し、検疫中の動物については飼育作業のみを行う（最大14日間）。

マウス胚操作に係る業務は停止する（最大30日間）。

微生物検査業務は停止する（最大30日間）。

動物飼育区域に加え、居室・廊下・階段・エレベータ等の一般区域、ドアノブ・スイッチ等の施設設備の消毒作業を行う。

4. 施設の使用制限

(1) 施設への立ち入り

1) 登録利用者

施設の入館は妨げない。ただし、発熱等の症状がある場合は、施設の使用を控える。

入退館時における手洗い、手指の消毒を徹底する。

2) 未登録者（学内者）

原則、施設の入館を停止する。学内職員等が用務のため来館する場合は、メール等で事前調整を行う。

3) 納品業者等学外者

原則、施設の入館を停止する。納品や故障トラブル等の目的で来館する場合は、メール等で事前調整を行う。

利用者持込機器類の設置やメンテナンスでの施設の立ち入りは、原則停止する。

(2) 動物実験の実施

1) 施設の利用開始

新規に施設利用を開始するための手続きは停止する。

新規の実験開始は、原則停止する。

2) 現在進行中の実験の継続

現在進行中の実験の継続は妨げない。ただし以下の事項について制限を設ける。

① 動物の搬入

施設への動物の搬入は停止する。

施設から実験動物取扱業者への動物の発注を停止する。

直近 3 週間以内に予定されている動物の納品は、原則としてキャンセルする。

② 動物の搬出

利用者による施設からの動物の搬出は妨げない。

感染者等が所属する研究部門への動物の搬出は原則として禁止する。

別紙2：施設利用者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合、もしくは濃厚接触者に特定された場合の対応

感染の拡大防止の為、施設利用者の入館制限と動物実験の実施を以下のとおり変更する。

1. 施設の入館制限

(1) 施設の入館禁止

次の①②のいずれかに該当する者は、施設入館禁止の対象とする。

- ① 新型コロナウイルス感染症と判定された者
- ② 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された者

(2) 施設の入館制限

感染者等が発生した利用講座の責任者と施設の使用について協議する。

当該研究分野関係者の施設の立ち入りは最小限に止める。

(3) その他の利用者

- 1) 上記以外の講座に所属する利用者に対しては、施設の入館制限を行わない。ただし、発熱等の風邪症状がある場合は、施設の使用を控えること。
- 2) 入退館時における手洗い、手指の消毒を徹底する。

通常時と同様に、標準予防策（マスク・帽子・手袋・予防衣の着用）をとって飼育管理区域に入室する。

(4) 未登録者（学内者）

原則、施設の入館を停止する。学内教員と学生等が用務のため来館する場合は、メール等で事前調整を行う。

(5) 納品業者等学外者

原則、施設の入館を停止する。納品や故障トラブル等の目的で来館する場合は、メール等で事前調整を行う。

利用者持込機器類の設置やメンテナンスでの施設の立ち入りは、原則停止する。

2. 動物実験の実施

(1) 感染者等が発生した利用講座による実験

- 1) 当該利用講座における実験実施者の不足等により、実験の継続が困難となった場合は、実験の停止を含めた対応等について、当該講座の責任者と協議する。
- 2) 当該研究分野における実験実施者の不足等により、利用者管理動物の飼育管理が困難となった場合は、当該講座の責任者との協議に基づき、研究室メンバーあるいは他講座教員と学生等が飼育作業を行う。また、飼育動物数の削減についても協議する。

(2) 上記以外の実験

感染者等が確認されていない利用講座については、実験の実施は妨げない。

3. その他

- 1) 動物飼育区域に加え、廊下・階段・エレベータ等の一般区域、ドアノブ・スイッチ等の施設設備の消毒作業を行う。

別紙3：緊急事態宣言発令時の対応

緊急事態宣言の目的は、同居家族以外との接触の機会を極力減らし、これにより感染拡大を防ぐことである。勤務の停止や一部制限に備え、緊急事態宣言の発令地域に指定された際の対応について以下のとおり定める。

1. 事前準備

- (1) 少人数・短時間の勤務で対応できるよう、現在飼育中の動物の維持に必要な最小限の業務内容（給餌・給水、必要最小頻度の床敷交換、室内の清掃・消毒、最低限の飼育器材の洗浄・滅菌作業など）をあらかじめ決定しておく。
- (2) 最少人数での飼育管理作業の分担に備え、担当以外の動物種の飼育管理、機器操作、施設管理、処置等に対応できるように、作業手順の簡易マニュアル作成や訓練を行う。
- (3) 必要な物資を調達し、手元に1か月分以上の備蓄を確保する。
 - 飼料・水・床敷（交換頻度を減らせるコーンコブ・アスペンチップ等の高吸水性床敷、交換の容易なシート床材など）
 - 洗浄剤、消毒薬
 - 個人防護具
 - 医薬品、獣医学的ケア用品
- (4) 大学の対策本部や研究者とのコミュニケーション手順や連絡先リストを準備する。

2. 教員と学生の業務配置

- (1) 研究室メンバー間でウイルス感染する可能性を最小限に抑えるため、研究室メンバーを2グループ以上に分け、グループごとに勤務日または勤務時間帯を限定する。
- (2) 研究室メンバーのグループ分けを行い、連絡手順と連絡網を確認、更新、周知する。
グループ編成は、居住地域・交通手段などを考慮して偏りがないようにする。
勤務日の減免について、通勤時間や利用交通手段（長時間の公共交通機関の利用を避ける）を考慮して管理者が判断する。
- (3) 原則としてグループ編成は固定とし、グループ内で感染者や濃厚接触者が出た場合には、大学の方針に基づき、管理者の指示で該当グループは出勤停止・自宅待機とする。
- (4) 外出制限等の緊急事態宣言の発令時に研究室メンバーが施設にアクセスできるよう、通勤許可を示す証明書等を研究室メンバーに提供し、大学の対策本部等に情報を通知する。

3. 長期化に向けた対応

- (1) 長期化に備え、動物の飼育管理作業の段階的変更、あるいは動物の個体数を減らす場合の決定方針を定める。
 - ケージ交換や洗浄滅菌の頻度の削減、ケージ洗浄の不定期化、飼料・飲水・床敷の追加だけの実施など
 - 優先的に保存する必要がある系統の繁殖用ストックや長期研究に使用中の動物を特定し、安楽死の優先度を事前に検討する。
- (2) 飼育管理の継続ができなくなった場合を想定した安楽死の計画を立てる。
 - 安楽死を実施する人員
 - 安楽死の方法
 - 安楽死させた動物の保管場所と廃棄方法
 - 緊急時の動物の安楽死に関わる事項の委員会や機関長への報告体制